

行政改革に関する提言書

さぬき市行政改革推進委員会

1 はじめに

今日、急速に進む少子高齢化や地方分権の進展など、社会環境の変化や多様化する住民ニーズに的確に対応し、住民が将来にわたって安心・安全に暮らしていく上で、地方自治体の果たす役割はますます増大する一方、現在の枠組みでは対応できない諸課題が山積しており、今後、行政そのものが大きく変わっていくことが求められています。

さぬき市では、昨年、合併後10年を経過いたしました。財政状況はこれまでに増して非常に厳しいものがあり、歳入面では、地方交付税の合併特例措置の終了に伴う普通交付税の段階的縮減が来年度から始まるほか、景気の低迷や人口の減少に伴う市税収入の減少が予想されています。また歳出面では、防災関連対策事業や学校施設の再編整備、CATVの光通信ケーブル等の整備に係る負担の増大に加え、少子高齢化の進展による社会保障費の増加も想定されています。

こうした中、今後一定の行政水準を保ちながら、少子高齢化の進展に対応した教育や福祉の充実、安心・安全など市民が真に必要なサービスを提供していくためには、より一層の歳出削減に取り組むことはもとより、将来にわたって持続可能な行政のあり方を再構築することも必要であります。

当委員会では、これまで、市行政のさまざまな取組みに対し、外部からの視点、市民からの視点による各種意見提言を行い、広く市行政に市民の意見を反映させてきたところでありますが、今年度においては、開催した4回の委員会において、各委員から出された意見等を取りまとめますとともに、年間検討テーマとして調査研究した「補助金の見直し」についても一定の成案を得ましたので、併せて提言を行うものであります。

市長におかれましては、私たち委員の行政改革への熱い思いと期待が込められたこの提言を真摯に受け止めていただき、今後、厳しい社会経済環境の中にあっても、市民が真に必要なサービスが提供できるよう、一層の行政改革を推進されることを強く要望します。

平成25年3月15日

さぬき市行政改革推進委員会会長

奈良正史

2 行政改革に対する取組について

まず、本年度の当委員会に報告された平成23年度の行政改革に関する取組の効果額は、2億7,480万円であった。このうち、収入確保を図る取組としては、封筒や広報誌及びコミュニティバス車両などの広告募集、総合運動公園の命名権導入、保有財産の処分などが行われた。次に、歳出抑制の取組として、職員数を11人削減したほか、市長選挙事務における事務従事者を55人削減するなど人件費の抑制が行われ、事務事業の見直しとしては、光熱水費の抑制やツインパルながお、大串温泉の休止などによる歳出の抑制に加えて、事務事業評価の導入に向けた取組も実施された。

続いて、平成20年度から平成23年度までを計画期間とする第2次行政改革実施計画全体の取組結果としては、目標値を大きく上回る12億300万8千円の効果が上がっており、一定の成果があったものと考えられる。ただ、取組事項の中には、人事評価制度の確立など一部未了となったものもあり、そうした要因などを十分検証したうえで、今後反映されるよう取り組んでいただきたい。

また、財政に関しては、市債残高は減少傾向にあるが、実質公債費比率は依然高水準にあるなど厳しい状況が続いており、今後とも健全で安定した将来の姿が見える財政基盤の構築に努めていく必要がある。合わせて、市の施策全般に関しても、他市町の状況や先進事例を調査・研究するなど、更なる効率化とサービス向上に向けて取組を進めていただきたい。

なお、平成24年度からは、新たな第3次行政改革実施計画（平成24年度～平成26年度）の期間が始まっており、目標の達成に向けて、職員一丸となって、「最小の経費で最大の行政効果が得られるよう取り組み、市民の満足度を高めていく」という行政改革の意義を再認識し、不断の改革・改善に地道に取り組んでいくとともに、計画の進捗管理にも徹底して努めていく必要がある。

(1) 第2次行政改革実施計画（平成23年度）の主な取組と効果額について

○平成23年度効果額 274,800千円

ア 歳入確保（126,910千円）

- ・有料広告（封筒・広報誌・コミュニティバス車両など）
- ・命名権（総合運動公園）
- ・財産処分（市有地の売却）

イ 人件費の抑制（89,024千円）

- ・職員数の削減（442人→431人）
- ・選挙事務の見直し（事務従事者288人→233人）

ウ 事務事業の見直し（58,866千円）

- ・光熱費の抑制（2,021千円）
- ・事務事業評価の実施
- ・職員研修の実施・派遣
- ・自主防災組織の結成促進（結成率62.87%→64.22%）
- ・施設（ツインパルながお、大串温泉）の休止（60,728千円）
- ・補助金（政務調査費、老人クラブ助成金など）の見直し（2,071千円）
- ・エコオフィス計画の推進（△5,954千円）

(2) 第2次行政改革実施計画（平成20年度～平成23年度）の実績について

NO	取組事項	所管課	目標値	実績	状況
1	会議録検索システムの導入	議会事務局	266	253	完了
2	広告媒体の活用による財源確保	総務課	2,500	14,537	完了
3	例規管理システムの見直し	総務課	3,945	3,945	完了
4	附属機関等の委員報酬見直し	総務課	1,689	2,394	完了
5	自主防災組織の結成促進	総務課	0	0	継続
6	自主消防組織のスリム化	総務課	1,619	1,762	完了
7	選挙経費の抑制	総務課	4,217	5,020	完了
8	人件費の削減	秘書広報課	142,261	470,219	完了
9	人事評価制度の確立	秘書広報課	0	0	未了
10	職員の能力開発	秘書広報課	0	0	継続
11	遊休財産処分による財源確保	管財課	56,957	294,014	完了
12	電気代の節約	管財課	672	4,753	完了
13	支所と出張所の見直し	政策課	7,302	2,792	完了
14	公民館体育館等使用料の見直し	政策課	11,554	0	未了
15	施設の統廃合の促進	政策課	29,035	70,171	完了
16	事務消耗品の削減	政策課	2,738	△ 2,473	完了
17	補助金の見直し	予算調整室	52,778	82,104	完了
18	CATVインターネット事業の見直し	地域情報課	52,405	53,890	完了
19	固定資産税前納報奨金の見直し	税務課	1,251	10,249	完了
20	重度心身障害者等医療費見直し	長寿障害福祉課	5,000	4,538	完了
21	敬老祝金の見直し	長寿障害福祉課	8,685	6,065	完了
22	コミュニティバス利用料金の見直し	都市計画課	11,750	13,956	完了
23	公共下水道事業等使用料の見直し	下水道課	67,390	65,977	完了
24	下水受益負担全納報奨金の見直し	下水道課	496	1,303	完了
25	水道料金の見直し	水道局管理課	104,000	97,539	完了
	計		568,510	1,203,008	-

3 補助金の見直しについて

補助金は、公益性のある目的を持った団体などの育成、特定の事業の促進・発展を期するために市が交付し、これまで行政目的を効果的かつ効率的に達成する上で重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、近年、その交付が長期化し、既得権化の傾向が見受けられることなどをはじめする問題点が指摘されたため、これまでににおいても、行政改革実施計画における取組テーマの一つとして位置づけられ、継続的に見直しが行われてきたところである。

ただ、本市の財政状況は依然厳しい中、市の行財政運営に対して向けられる市民の目も年々厳しさを増している状況の中、個々の補助金の支出目的を問われ、補助の必要性が十分に認識できるものであるか、また補助の効果が本来の補助金の目的と合致し、市民の公益に資するものとなっているかなど、補助金の在り方自体の見直しが求められている。

こうしたことから、単に補助金額の削減そのものではなく、行財政運営の透明性を確保する観点からも、補助金を効果的・効率的かつ適正なものとするため、その在り方について検討し、今後の見直しの方向性とそれを実現させるための手法を見出していくことが必要であると考えられるため、本年度の年間テーマを「補助金の見直し」と定め、本委員会の会議の中で、議論し、検証して一定の結論に至ったので、別紙のとおり報告する。

市においては、これを今後の補助金のあり方を見直しに活かされることを切に要望する。同時に、現金の移転的支出である補助金交付に係る事務に当たっては、職員各位のより厳格かつ適正な事務処理を期待したい。

資 料

補助金の見直しについて
平成 24 年度さぬき市行政改革推進委員会会議経過
平成 24 年度さぬき市行政改革推進委員会委員名簿
さぬき市行政改革推進委員会設置要綱

補助金の見直しについて

さぬき市行政改革推進委員会

1. 見直しの対象とする補助金

(1) 以下の補助金を除くすべての補助金

- ① 県補助金等の特定財源を伴い、県の補助基準などによりルール化された補助金
- ② 元利償還助成金等の準義務的な補助金

(2) 対象補助金

団体運営補助	54項目
事業費補助	43項目
計	97項目

2. 見直しへの基本的考え方・視点

市の実施する事業の本質に立ち返り、「必要性」、「公益性」を検証するとともに、補助金ゆえに、対象経費や補助率等の「効果効率性」、他と比較した場合や交付決定過程における「公平性」といった面からの検証が必要である。

3. 見直しの方向性

≪ 全般的事項 ≫

(1) 団体運営補助から事業費補助への移行

【現状】

- 団体の運営に対する補助金は、54項目あり、全体の約56%を占めている。
- 団体運営に対する補助金は、補助すべき事業経費と直接関係がない人件費や事務費なども助成対象となり得ることから、補助対象経費の不明確化により、補助の有効性や補助額の妥当性等が検証できない。

【方向性】

- 原則として、新たな団体運営補助金の創設は行わず、既存の団体運営補助については、事業費補助への移行を図る。
- 団体運営補助の継続が不可欠である場合は、補助の対象とする経費を明確化するなど、厳格な運用に努めるとともに、自主財源の確保等を促して市への依存体質の脱却を促進させるよう指導する。

(2) 終期の設定

【現状】

- 平成14年度から継続して交付されている補助金は70項目あり、全体の約73%を占めている。長期間の補助は、既得権化を招き、補助の必要性、有効性、効率性の検証等が疎かになりがちである。

【方向性】

- 平成25年度中に具体的方法を検討して見直し作業に取り組み、平成26年度予算から最長3年間を限度として終期設定が行えるよう努めるものとする。
- 3年経過後は、改めて補助の必要性を一から判断することとする。

(3) 新たな補助金制度の構築

【現状】

○市が交付する補助金制度は、長期化・固定化が顕著であるため、新たな行政課題等に対して柔軟な対応が十分行われているとは言えない。

【方向性】

○施策目的の実現に有効と考えられる補助内容について事業者から提案を受け、審査・決定していく提案型公募制の積極的拡大を図る必要がある。このことは市民の市政への積極的な参画にもつながるものである。

≪個別事項≫

(1) 団体運営補助

①補助金依存体質からの脱却

【現状】

○団体運営補助のうち、団体の収入のほとんどが本市補助金で賄われ、経費のほとんどが補助対象となるなど、著しく市の補助金に依存した運営を行う団体が数多くある。

【方向性】

○補助金は、あくまで団体の自主的活動を支援すべき性格のものであり、その自立的運営を促進していく必要があるため、目標年度を定めて、収入に占める補助金の割合が1/2以下となるよう努めていく必要がある。ただし、特別な事情や行政目的を有するものに対しては配慮が必要である。

②外郭団体への補助

【現状】

○人件費補助を含めて、非常に高額な補助金が多年にわたって交付されているケースが見られるが、その必要性や妥当性が十分検証されているか疑問である。

【方向性】

○補助対象経費、補助水準について十分検証するとともに、他自治体との補助額の比較等も行い、その妥当性等を精査する必要がある。

③少額な補助金

【現状】

○団体の運営に対する補助のうち、交付額が少額（10万円以下）の団体は11団体あるが、少額補助金は、補助の効果が限定的とならざるを得ない。ただ、反面、必要性や有効性が高いケースもあり、一律に論じるのは困難であるともいえる。

【方向性】

○額の大小ではなく、補助の必要性・有効性から個別に十分検証する必要がある。
○特に団体運営補助では、補助がなくとも経費の節約や会費の徴収などの努力により、団体が自立できるよう促していくことも必要である。

④繰越金のある団体への補助金

【現状】

○団体運営補助のうち、補助金交付額以上の繰越金を生じている団体が11団体ある。様々要因が考えられるが、少なくとも多額の繰越金が生じる場合、補助の必要性は認め難く適格性に問題がある。

【方向性】

○団体運営補助において、補助金交付決定額の1/2を超える次年度繰越金を生じる場合(ただし、他の財源による収入がある場合に限る)であって、特段の理由が認められない場合は、精算段階でその超える額を補助金から減じる。

(2) 事業費補助

①補助率の明確化

【現状】

○奨励的であるべき補助金が100%補助となるなど、補助率が高いものが数多く見られる。

【方向性】

○補助金は、市民や団体等の自主的取組を奨励的に支援するものであり、補助率は一定限度に留めるべきであることから、他団体との比較なども行いながら、特別な理由があるものについては留意しつつ、あるべき補助率を検討して変更していく必要がある。

②イベント補助金の見直し

【現状】

○対象事業が固定化し、補助を受ける側も固定化・長期化して既得権化しており、事業実施の必要性や有効性の検証もなされておらず、実施団体の自主財源確保の努力も不十分である。

【方向性】

○イベント実施には財源だけでなく、人的資源も必要であり、これまで培われた資源を金銭面だけから切り捨ててしまうことには問題があるが、限られた財源的制約の中で永遠に継続できるものでもない。総枠の目標設定を行って、実施数、実施頻度の調整を図ることや、本気で財源確保に努めることを指導していくこと等が必要である。

4. 見直しを進めていくための仕組みづくり

(1) 補助金行政の現状の周知

【現状】

○予算書への記載を除き、補助金の存在、使途、活用方法等の状況が一般市民に十分知らされていない。

【方向性】

○補助金の在り方を見直す第一歩は、市民がその状況を正しく知ることであり、毎年度決算終了後、「補助金交付実績調書」（仮称）を作成して公表する。そのことで、補助対象者には補助を受けた事業であることの自覚を認識させることができる。

○特に事業費補助では、制度の積極的な広報を行って、平等で有効な活用を促進する。

(2) 見直しチェックシートの活用

【現状】

○予算要求段階で補助金調書を作成し、提出する仕組みとなっているが、どこまで見直しに繋がる取組となっているかが明らかでない。

【方向性】

○より中身の濃い具体的見直しに繋がるチェックシートを新たに作成し、見直し際の基礎資料とする。

《補助金チェック基準の考え方》

◆公益性

行政が関与すべき妥当性が明確であり、事業効果が広く市民に及ぶものであるか。

◆必要性

補助の目的が明確で、当該目的が現在の社会経済情勢及び市民ニーズにマッチしており、かつ、真に市が補助すべきものであるか。

◆公平性

住民間におけるサービス受益機会が均等となっており、不均衡を生じていないか。

◆効果効率性

行政目的達成手段として有効であり、事業効果が具体的に把握でき、かつ、費用対効果が認められるか。

(3) 審査機関による審査

【現状】

○現在、所管課や予算調整室などの組織内で補助金の見直しを行っているが、十分機能しているかどうか不明である。

【方向性】

○見直しチェックシートをもとに、行政改革推進委員会や行政評価委員会等の附属機関において審査し、事業継続の可否等についての検討を行うてはどうか。

平成 24 年度さぬき市行政改革推進委員会会議経過

- 第 1 回会議 平成 24 年 7 月 25 日 (水) 13:30~15:50 市役所 303 会議室
- 議 題 1 平成 24 年度行政改革推進委員会の進め方について
- 資 料 1 行政改革推進委員会委員名簿
2 さぬき市行政改革推進委員会設置要綱
3 平成 24 年度会議開催計画
4 さぬき市の行財政状況等
5 さぬき市行政改革実施計画 (平成 24 年度~平成 26 年度)
- 第 2 回会議 平成 24 年 10 月 23 日 (火) 13:30~15:20 市役所 302 会議室
- 議 題 1 前回会議の懸案事項について
2 平成 23 年度行政改革の取組状況について
3 補助金の見直しについて
- 資 料 1-1 職種別職員数の状況
1-2 他団体別行財政情報
2-1 平成 23 年度行政改革実施計画の取組結果について
2-2 さぬき市行政改革実施計画
(平成 20 年度~平成 23 年度) 実績一覧表
3-1 さぬき市補助金交付金調書一覧表
- 第 3 回会議 平成 24 年 12 月 18 日 (火) 13:30~15:40 市役所第 2 委員会室
- 議 題 1 前回会議の懸案事項について
2 補助金の見直しについて
- 資 料 1 補助金の見直しについて (案)
2 さぬき市補助金交付金調書一覧表
- 第 4 回会議 平成 25 年 2 月 19 日 (火) 13:30~15:10 市役所第 2 委員会室
- 議 題 1 補助金の見直しについて
2 行政改革に関する提言書について
- 資 料 1 行政改革に関する提言書 (案)

平成 24 年度さぬき市行政改革推進委員会委員名簿

	氏 名	地区	役職名等	就任年
	大喜多 善晴	志度	公募	平成 23 年
副会長	金岡 エミ子	志度	さぬき市食生活改善推進協議会会長	平成 20 年
	金本 賢二	前山	公募	平成 20 年
	木内 国博	富田西	公募	平成 20 年
	工藤 衛一	志度	公募	平成 23 年 (平成 15 年)
	佐藤 幸恵	志度	鴨庄漁業協同組合女性部部長	平成 23 年
会長	奈良 正史	長尾西	元県職員	平成 23 年
	羽鹿 豊子	富田中	さぬき市友好翼の会会長	平成 23 年
	藤井 邦子	富田西	大川町婦人会会長	平成 23 年
	真鍋 清高	多和	さぬき市連合自治会副会長	平成 22 年
	南田 幸一	鴨庄	さぬき市ボランティアネットワーク監査委員 さぬき市要約筆記サークル幸会長	平成 23 年
	頼富 勉	南川	さぬき市連合自治会副会長	平成 22 年

さぬき市行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 さぬき市の基本理念である「自立する都市」の実現を目指し、社会経済情勢の変化と市民ニーズに的確に対応するとともに、地方分権の時代にふさわしい行政システムの確立に向け、広く市民の意見を求めるため、さぬき市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の次年度の末日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することを妨げない。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(副会長)

第5条 委員会に副会長を置き、会長が委員のうちから指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則（平成14年訓令第52号）

この要綱は、平成14年10月11日から施行する。

附 則（平成15年訓令第8号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令第17号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第1号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年訓令第2号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。